

東久留米市市民自主企画講座実施要領

1 目的

この要領は、市民自主企画講座を開設しようとするグループ、サークル等（以下「サークル」という）を育成するため、各サークルが企画・運営する講座の開設に要する経費を支援し、東久留米市における生涯学習の促進と市民相互の交流を図る事を目的とする。

2 対象

支援の対象は、次の要件に該当するサークルとする。

- (1) 生涯学習の振興奨励に関する事業を行うサークルであること。
- (2) 主に市内で月1回以上活動している自主的なサークルであること。
- (3) (2)を開催・設立しようとしているサークルであること。
- (4) 営利および特定の政治・宗教活動を目的としないサークルであること。

3 講座の基本的なあり方

市民自主企画講座の基本的なあり方は、次のとおりとする。

- (1) 学習内容、方法は、サークルによる、自主的な集団討議を通して決められること。(講座回数は、原則として3回までとする。)
- (2) 学習内容は、歴史、教育、政治、経済、生活、芸術、教養等、継続的に学習が深められ、学習効果の期待されるものであること。(ただし実技のみの学習は除く。)
- (3) 講座の運営および報告は、サークルにより行われること。
- (4) 講座は公開し、生涯学習課の事業として行うこと。
- (5) 事業を実施する上で、参加費等の徴収についてはサークルと主管である文化協会とで事前に協議すること。
- (6) 外部講師との交渉、資料の作成はサークルが行うこと。
- (7) 講座開設経費の内、講師等謝金を予算の範囲内で支援すること。

4 講座開設の条件

市民自主企画講座の条件は、次のとおりとする。

- (1) 講座は東久留米市内に在住在勤するもの10名以上で構成されること。
- (2) 講座開設期間は、当該年度の7月1日から3月15日までの平日とすること。
- (3) 講座開設場所は、原則として公共施設を利用すること。

5 講師謝金

(1) 講師謝金は1回につき25,000円を限度（通訳は1回につき3,500円を限度）とし、合計額が6万円を超えない範囲とすること。

※ 申請サークル数、講座回数等により謝金額を調整。

(2) 講師謝金は、交通費込みの所得税を差し引いた額とすること。

6 対象とならないサークル

他の公的機関から補助金を受けているサークル。

7 申請サークルの調整

(1) 目的・テーマが類似している、過去に同様のテーマを扱った、または連続して申請しているサークルは調整すること。

(2) 当該年度の予算を上回る申請があったときは選考し決定する。

8 提出書類

市民自主企画講座を希望するサークルは、東久留米市市民自主企画講座申請書（様式1号）を提出しなければならない。

9 派遣の決定及び決定の通知

市民自主企画講座開設経費に当たっては、東久留米市教育部生涯学習課が決定し、市民自主企画講座決定通知（様式2号）をもって通知する。

10 実施報告

講座開講の承認を受けたサークルは、講座終了後、二週間以内に東久留米市市民自主企画講座実施報告書（様式3号）を提出しなければならない。

11 委託

本事業は東久留米市教育部生涯学習課がNPO法人東久留米市文化協会に委託するものである。

以上